

## 幼少年キャンプ研究会個人情報保護規定

(個人情報) 第1条 個人情報とは、幼少年キャンプ研究（以下当研究会）の会員及び当研究会の事業に参加した個人（以下参加者）に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他当該個人を識別できるものをいう。

(個人情報の収集) 第2条 当研究会は、事業及び会員サービスのために、個人情報を必要な範囲で収集する。その際、利用目的を明示すると共に、提供者の意志に基づくものとする。

(個人情報の利用) 第3条 当研究会は、収集した個人情報を、事業及び会員サービスのために、次の場合に限り利用する。ただし、提供者の申し出があれば利用を停止する。

- 1) 会員及び参加者の情報交換のための名簿作成（氏名、住所、及び電話番号。参加者の場合はこれらに加え学校及び学年）
- 2) キャンプ指導のための担当指導者への開示
- 3) 会員及び参加者に有利と思われる情報の送付

(個人情報の管理) 当研究会は、個人情報の漏洩、滅失、破壊、及び改ざんを防ぐために適切な管理を行う。個人情報を保有する必要がなくなった時は、速やかに廃棄または消去する。

(個人情報の開示及び訂正) 当研究会は、個人情報の提供者から、自己に関する個人情報の開示及び訂正の請求があったとき速やかにこれを行う。また、原則として、正確かつ最新の情報を保持するように努める。

### 附則

本規定は、平成23年4月1日よりこれを施行する。